中国・アジア進出支援機構 ~ ニューズ レター 2020年 臨時号 ② ~

中国・アジアでの新型コロナウィルスの影響

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

日本

対応事務所: 株式会社マイツ



http://www.myts.co.jp/

6月21日時点の情報

「日本の状況」

4月7日(火)に政府から緊急事態宣言が発動されましたが、5月25日政府が緊急事態宣言を解除しました。6月21日時点で厚生労働省発表数値では感染者数770名、死亡者数累計953名となり感染拡大が徐々に落ち着いてきています。全国的に外出自粛要請解除を行い、イベント開催の人数制限等一部を除いて、休業要請は全面解除になりました。また、都道府県境をまたぐ移動の自粛も解除になりました。但し、新型コロナウィルスが日本経済に与える影響は大きく、日本政府、都道府県が中心となり補助金、給付金、税務申告猶予等の特例措置を進めています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

政府発表: (内閣官房) https://corona.go.jp/

- ・緊急事態宣言が全面解除(5月25日)
- ・都道府県境をまたぐ移動の自粛が全面解除(6月19日)

新型コロナウィルス感染症対策https://corona.go.jp/action/index.html#koyouchoseijoseikin

渡航制限: (外務省) https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- ・日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域(178か国/地域)
- ・日本からの渡航者や日本人に対して入国後に行動制限措置をとっている国・地域(84か国/地域)
- ・日本から海外へ渡航する日本人に対して、感染症危険情報レベルをレベル3 (渡航は止めてください。(渡航中止勧告))に引き上げ(132か国/地域) レベル3の国、地域を除く全世界に対して、感染症危険情報レベル2に引き上げました。

「申告・納税、決算・監査、特例措置の影響」

申告•納税:

・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm

- •納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付制度の特例
- ・中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

特別措置

- ·補助金·助成金·融資制度
 - ○新型コロナウィルスに対する国としての支援策:(経産省) https://www.meti.go.jp/covid-19/
 - ○支援情報ヘッドライン: (中小企業庁) https://i-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html
 - ○新型コロナウィルス関連ニュース: (中小企業庁) https://i-net21.smrj.go.jp/support/corona-news.html
 - ○新型コロナウィルス関連(都道府県別):(中小企業庁) https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html

決算・監査:(金融庁)

- •新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417 kaiji/20200417 kaiji.html
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会 https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakyougikai/index.html

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

中国

对応事務所: 上海邁伊茲咨詢有限公司



http://www.mvts.co.jp/

6月22日時点の情報

「中国の状況」

前月に全国人民代表大会も開催され、経済活動も基本的に再開しておりますが、他国の渡航制限に伴う国外の移動やビザの発給等については引き続き制限が課されています。また、新型コロナウィルスのクラスター感染も散発的に発生しており、その際に関連する人員や地域の移動制限、自宅待機が要請されることもあるため、未だ新型コロナウィルス感染拡大に対する警戒下にあり、完全に元通りという状態には至っていません。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限:

- ・3月28日0時より、現在有効なビザ、居留許可を持つ外国人の入国制限(現時点でまだ解除されていません)。
- ・重要な貿易、技術方面、又は特別な事情のある人道的方面における緊急的な需要がある場合のビザ申請、人道的で、 緊急な特別事情がある場合の認証申請のみの対応。

※現在、省級政府部門(外事弁公室もしくは商務部門)からの招聘状を以てZビザ、Mビザを申請可能です。

招聘状の申請ラインは、地域によっても異なりますが、基本的に区級部門⇒市級部門⇒省級部門となります。

- ・韓国やシンガポール等の国とは人員の往来等におけるファストトラックに関する協定を締結し、企業活動再開を促進させようとする動きがあります。
- ・上海市では4月末頃より工作許可通知の新規申請受付を停止しています。

「日系企業への影響(事例等)」

- ・渡航制限が続いており、駐在員が現地に戻れていない状態の企業も未だ多くありますが、上述の招聘状取得によるビザ申請と渡航可能になる等して、少しずつ従来の状況に戻ってきている印象です。
- ・今回の新型コロナウィルスの問題を機に清算、譲渡等の撤退や事業再編を検討する企業が増えています。

「駐在員への影響(ビザ等)」

- ・上述の招聘状取得により、中国への渡航が可能になりましたが、招聘状の取得に苦戦する企業が多いです。
- ・招聘状の申請は、当初においては地域経済活動に重要な企業かつその企業の事業推進に不可欠な人材等といった レベルでなければ、招聘状の発給は認められていませんでしたが、最近それ以外の企業でも取得できた事例があるた め、緩和されてきた様子です。
- ・日本の緊急事態宣言を受け、業務を停止していた中国ビザ申請センターが一部業務再開となり、ビザ(上述の招聘状が必要)や領事認証申請の受付も再開しました。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

- ・全人大三次会議の政府工作報告において、中小零細企業の社会保険料会社負担分の減免、増値税小規模納税者 の減税等といった救済措置の期限が年末まで延長との発表がありました。
- ・確定申告の期限延長は、湖北省等新型コロナウィルスの影響が大きかった地域を除き、基本的にありませんでした。

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

インドネシア

対応事務所:フューチャーワークスグループ



6月16日時点の情報

http://futureworks-inc.jp/

「インドネシアの状況」

ジャカルタ特別州は4月10日に大規模な社会的制限(通称PSBB)を発動しました。6月16日時点で感染者数40,400人、死亡者数2,231人となっています。日系の製造業が多く所在する西ジャワ州も4月15日より同制限を発動しています。個人確定申告期日の延長、月次源泉税申告期日の延長、法人税の引き下げ措置などの特例措置が行われています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

〈大規模な社会的制限〉

ジャカルタ:4月10日~6月3日

西ジャワ(ボゴール・ブカシ・デポック):4月15日~7月2日

上記を含む24県・市で発動済み。

- •一部例外を除く職場・事務所での就労の禁止。
- 市民・社会・文化・宗教活動に対する制限。
- ・交通機関に対する制限
- ・違反した場合の罰則規定あり。

ジャカルタは6月4日~6月30日まで社会的制限を延長しましたが、「安全で健康的、生産的な社会」に向けた「移行期間」として、上記制限を一部緩和しました。事務所・独立店舗の飲食店等は、出勤者数を半数にし、勤務時間のシフトを2つ以上にわけることなどを条件に、6月8日より営業が認められています。また大型店舗やモールなどは6月15日より営業が認められています。

「渡航制限」

- 一部の例外を除き、全ての外国人のインドネシア入国及びインドネシアでのトランジットを一時的に禁止。
- ・暫定一時滞在許可(KITAS)を保有する外国人は引き続き入国可能であるが、入国の際には、原則として、PCR検査結果陰性の記載のある英文の健康証明書の携行が求められる。その一方で、PCR検査結果陰性の記載のない健康証明書を携行している方についても入国は可能であるが、入国後に隔離施設に移送された後にPCR検査が行われ、検査結果が出るまでホテル等所定の施設で待機することとなる。なお、いずれの場合にあっても入国後14日間の自主的な隔離が求められる。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

〈法人税(SP-13)>

- ・法人税の月次予納
- 2020年(2019年度の法人税申告後)→22%
- ・中小企業向けの外形標準課税(売上×0.5%)免除

<個人所得源泉税(PMK44/2020)>

年収2億ルピアまでの従業員の個人所得税が免除される(2020年4月~9月)。ただし、免除された税金分は、会社から本人に支給しなければならない。当措置は、1062業種の及びKITE企業が対象。(もともと製造業のみの440業種であったが、景気刺激対策第二弾として対象企業を拡大した。)

〈その他特例措置〉

- ・一部対象業種に対する以下の特例
- a.輸入時の前払い法人税の支払い免除
- b.月次の前納法人税の30%減額
- c.50億ルピア以下の付加価値税過払い分の早期還付

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

フィリピン

対応事務所: JAPAN QUALITY BUSINESS SOLUTIONS INC.



6月15日時点の情報

https://jqb-solutions.com

「フィリピンの状況」

フィリピン政府は、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の対応として、3月17日から現時点に至るまで隔離措置を引き続き講じています。現時点では、下記の通りその隔離措置の段階が定められており、該当地域がどの段階に属しているかにより、事業活動や移動などが制限されています。 6月15日に政府発表があり、マニラ首都圏が措置レベルが最も低いMGCQ へ移行するとの期待がありましたが、6月30日までGCQ のレベルを維持することになりました。一方で、以前まで禁止されていた店内での飲食が制限付きで開始される等、通常の経済活動の再開に向けて、着実に前進している状況であると考えられます。

措置レベル	名称		主な対象地域
最高	ECQ	Enhanced Community Quarantine	セブ市、マンダウエ市
高	MECQ	Modified Enhanced Community Quarantine	一部ビサヤ地域
中	GCQ	General Community Quarantine	マニラ首都圏 他
低	MGCQ	Modified General Community Quarantine)	上記を除く地域

「日系企業への影響(事例等)」

日系企業の多い製造業においては、徐々にその生産を開始しており、会社によりますが、稼働率は50%から70%と回復しています。しかし、稼働のためには、シャトルバスの手配、衛生用品の準備、食堂でのソーシャルディスタンスの維持など制限が多く、また、従業員が居住している地域によっては、交通手段が確保できないとの理由もまだまだ多いことから、出勤率は低い状況の中での運営を強いられています。

「駐在員への影響(ビザ等)」

現時点においても、渡航制限があるため、原則、フィリピンを出国し、再入国することはできません。一方で、現在フィリピンにいる駐在員のビザについて、移民局がビザの発給や更新等の手続きを開始したことから、ECQ 期間中にビザが失効してしまった場合は、速やかに手続きを行う必要があります。また、日本を含む各国の商工会議所がフィリピン外務省に対して、ビジネス目的の渡航者の入国をいち早く許可するためのレターを提出しています。そのため、ビザ保有者やその他商用目的である場合に限り、渡航制限が解除される可能性があります。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

BIR(税務当局) は従前まで申告に関する延長を行ってきましたが、現時点においては延長などの救済措置はないため、通常通り申告及び納付を行う必要があります。

SEC(証券取引委員会) 12月決算法人の監査済財務諸表の提出について期限延長を行ってきましたが、下記の資料の通り、延長はされず、該当する日までに提出を行う必要があります。

http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/SECMCNo18 1.pdf

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

タイ

対応事務所: Asia Alliance Partner Co., Ltd.

Alliance
Accounting & Consulting

6月19日時点の情報

http://www.aapth.com

「タイの状況」

タイでは、3月26日に非常事態宣言が発出されましたが、その後都度状況に合わせて、非常事態宣言の期間延長がされておりました。タイ政府は5月26日付けの官報において、5月31日までタイ国内全土を対象に適用することとしていた非常事態宣言を6月30日まで延長する旨発表しました。6月19日時点でタイ保健省が発表した数字では、累計感染者数は3,146名です(現在感染者数は80名)。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限(継続):

- ・有効な労働許可証を保有する、又は、政府機関から王国内で働くことを許可されている非タイ国籍者は、王国への入国許可を申請することができますが、王国に入国する緊急の必要がある者のみが申請できます。外務省が、BOI 及び労働省と協議し、ケースバイケースで緊急性や経済的重要性を検討します。
- ・非タイ国籍者の入国申請の手続は以下のとおりです。
- ①出国予定日の少なくとも10営業日前までに、タイ大使館又は総領事館に入国許可証を申請する。 申請の際、
- (1)労働許可証の写し又は政府機関(多くの場合,労働省)発行のタイでの就労を許可する旨のレターの写し(※1)
- (2)COVID19 を含む全ての医療費10万 USD 以上を保証する医療保険の提示が求められます。
- ②タイ大使館又は総領事館からタイ外務省に申請が転達。申請が承認されると、申請者にタイ入国許可証及び適当なビザを発行するようタイ大使館又は総領事館に指示。
- ③出国港(エアラインのチェックインカウンター等)では、
- (1)タイ大使館又は総領事館発行の入国許可証,
- (2)記入・署名済みの「申告書(Declaration Form)」(タイ大使館又は総領事館で入手),
- (3)出国前72時間以内に発行された Fit to Fly の証明書,
- (4) COVID19 を含む全ての医療費10万 USD 以上を保証する医療保険の提示が求められます。
- ④タイ入国後は、政府の指定する施設において自己負担で14日間の隔離措置が必要となります。
- (※1)WP を有していない外国人の入国許可レター発行申請窓口は,通常の VISA 申請の際の労働許可の取得手続きと同様,労働許可を発行する所管省庁が窓口となる(基本的には,WP を発行している労働省か,BOI 恩典企業であれば BOI が担当省庁となる)。チャムチュリースクエア内ワンストップ・サービスには BOI 及び労働省の窓口もあるため有用。

外出制限(解除):

プラユット首相は4月2日、2005年非常事態令第9条第2号(非常事態時に取りうる措置)に基づく決定として、午後10時から翌朝4時までの夜間の外出を原則禁止することを発表しましたが、6月15日より夜間外出禁止令は解除されました。

「日系企業への影響(事例等)」

タイでは段階的なロックダウン解除を行っており、7月1日施行予定のロックダウンでは、学校などの教育施設、ホテル内の会議室、会議場、展示場でのセミナーや研修、映画館等の経済や生活に必要な施設及びスポーツや他アクティビティについての解除も行われ、日常生活に関わるほぼ全ての施設や活動が、各種感染予防措置を実施するとの条件下で再開を認められます。日系企業も徐々に生産活動を再開していますが、駐在員の入国に際する手続きが煩雑となり、通常の運営にはまだ時間かかかるとものと推測されます。

「駐在員への影響(ビザ等)」

・4月23日付け内務省告示によれば、4月30日まで自動的に延長するとされていた外国人の滞在許可の期間及び90日レポートの期間を更に3か月(2020年5月1日から7月31日まで)延長するとされています。タイに滞在する外国人は、査証の種類を問わず(査証免除により入国した者を含む)、2020年3月26日から7月31日までの間に滞在許可の期限が到来する場合、7月31日まで自動的に滞在期間が延長となります。また、90日レポートについても、7月31日まで報告を行う期間が延長となります。この場合、入国管理局に対する書類の提出や罰金の支払等は、必要ありません。

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的と しておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィル スの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、 バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

ベトナム

対応事務所:CaN International



http://www.caninternational.co/

6月19日時点の情報

「ベトナムの状況」

べトナムでの感染者増加数は、比較的落ち着いています。新型コロナウイルス感染症の陽性事例と判断されたのは6月 15日時点で計334件です。死亡者は発生していません(ベトナム保健省公表)。国内での社会隔離措置などの感染防止 措置は徐々に緩和されていますが、全ての外国人の入国制限は現在も継続されています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限:(http://news.chinhphu.vn/Home/VN-HALTS-entry-to-all-foreigners-due-to-COVID19/20203/39326.vgp)

- 3月22日より、外交、または公用目的など特別な場合を除く、全ての外国人の入国を停止しています。
- 日本の茂木外相は、日本とベトナムの入国制限について、ベトナムと段階的緩和で合意したと19日の記者会見で明 らかにしました。

感染防止措置の緩和(首相府通知177号5月8日付:https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0511.html)

- ベトナム政府は首相府通知177号の中で、感染防止措置(首相指示19号4月25日付)の緩和を発表しました。これに よると、公共スペースや公共交通機関においてマスクの着用や、手指の消毒、個人衛生確保措置を前提として、以 下の通り制限を緩和しています。
- 1. 公共交通機関の制限緩和、座席数の制限解除。
- 2. 商業・サービス施設に対し営業再開及び間隔制限の解除に同意(ディスコ、カラオケを除く)。なお、レストランや飲 食店のようなサービス施設に対しては、手指の消毒のみを求める。
- 3. スポーツ活動、大人数が密集する活動の再開、診療施設の正常な営業の再開に同意。
- 学校内、教室内における間隔確保とマスク着用の義務を解除。表面消毒、教室、トイレの掃除を強化し、教室の換 気、生徒の個人衛生、定期的な手指の消毒の確保を求める。
- 制限解除の対象外とされていたディスコ、カラオケについては、6月9日に首相より営業再開の許可が発表されました。

<参考>感染防止措置(首相指示19号: https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00112.html)

- 各省庁、関係機関、各省市人民委員会は、人と接触する際に安全な間隔を取る、職場・学校・病院以外では公共の 場で集わない、不要不急の行事は引続き行わない等の対策を実施する。
- 「感染リスクのある地域」及び「感染リスクの低い地域」では、不要不急の外出を控える、職場、学校、病院以外の公共 の場において20人以上(「感染リスクの低い地域」では30人以上)の集会は行わない。
- 「感染リスクの高い地域」とされた省市、地区については、感染予防措置を引続き厳格に実施する。

「駐在員への影響(ビザ等)」

3月18日より現在まで引き続き、外国人に対するビザ発給は停止されています。

出入国管理局は5月18日、新型コロナウイルス感染症の影響によりベトナムを出国できずにいる外国人に対し、滞在期 間を6月30日まで延長すると発表しました。

対象は、3月1日以降にノービザ(ビザ免除)、電子ビザ、観光ビザでベトナムに入国した外国人旅客であり、それ以前に 入国した外国人については、新型コロナウイルス感染症が理由でベトナムを出国できないことを証明し、外交機関の認 証を受けた書類(ベトナム語訳)を提出すれば、滞在期間を延長することが可能となっています。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

税金および土地賃貸料の支払期間延長に関する政令41号「41/2020/ND-CP」が4月8日に公布、即日施行されました。 内容は以下のとおりであり、申請には、関連書類を2020年7月30日までに提出する必要があります。

- 2020年3月から6月に発生した付加価値税の納付期限を5か月間延長可能
- 2019年度確定申告による法人税及び2020年第1から第2四半期の仮払法人税の納付期限を5カ月間延長可能
- 土地貸借料(年間一括払いの場合)の支払期限を2020年5月31日から5カ月間延長可能

なお現地報道によると、財務省は98%の企業が延長措置を受けられると試算しているとのことです。

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

マレーシア

対応事務所: KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

6月19日時点の情報

「マレーシアの状況」

- ・3月18日に開始した移動制限令も、当初は厳格な運用がなされていたが、3月25日にフェーズ2、4月10日にフェーズ3に移行し、徐々に緩和されてきた。フェーズ3に入り操業許可される企業も増えだし、5月4日にはほぼ全業種で操業が許可された。現在では、サービス業、非製造業もほとんどが再開するに至る。
- ・感染拡大は既におさまっており、数日連続で新規感染者0人ということもある。ただ、現在も外国人は原則として入国不可。また、マレーシア人は、原則出国不可である。移動制限中に出張や一時帰国で日本に来た駐在員や、新たにビザを取得した駐在員が、いまだに入国できず、その数は1000人を超えると見込まれている。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

- •3月16日: 3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令(フェーズ1)を発表
- •3月18日: 国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表
- ・3月25日: 活動制限令の対象期間を4月14日まで延長すること(フェーズ2)を発表
- •4月10日: 活動制限令の対象期間を 4月28日まで延長すること(フェーズ 3)を発表
- ・5月4日: ほぼ全業種に操業許可
- ・渡航制限:マレーシア人は原則出国禁止。外国人は原則入国禁止。
- ・外出自粛要請:元々、非常に厳格な禁止措置が出ており、違反の場合罰則もあったが(日本人も捕まった事例 (ジョギング中)もあった)、現在は解除されている。

「日系企業への影響(事例等)」

5月4日以降、ほぼ全業種に操業が許可され、現在においては、ほとんどの日系企業が再開している。但し、サプライチェーンが完全に復活した訳ではないため、操業は落ちている。

「駐在員への影響(ビザ等)」

・マレーシアに戻れない駐在員や家族がおり、現在大使館や商工会議所が動いている。タイ・ベトナム方式が使えないか協議中とのこと。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

- ・給与に関する源泉税、非居住者に対する源泉税、法人税申告・納税、法人税予定納税等につき、期限の延長措置が発表されている。
- ・やむを得ずマレーシアに戻れない個人、やむを得ずマレーシアにとどまっている個人に関する居住性の判定について、柔軟な対応策が発表される。

※ニューズレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウィルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

インド

対応事務所: MBGコーポレートサービス



http://www.mbgcorp.com/in/

6月19日時点の情報

「インドの状況」

現在、感染者数は40万人目前、一日当たり10,000+人ペースで増え続けているため、収束が全く見えない状況が続いています。しかし、インド政府は経済を優先するため、6月1日から段階的にロックダウンを解除しています。

6月19日時点ではまだメトロや国際線は運航しておらず、まだ完全にではありませんが、工場やオフィス等も再開する動きが出てきております。

これからは、自分の身は自分で守る、そしていかにして従業員の中からコロナ感染者を出さないか、といったことにも重点を置くことが大切となってきます。

また、大きなトピックとして、5月13日、インド財務大臣より、総額20兆ルピー(約28兆円)の経済政策が発表されました。 内容としては、MSMEsと呼ばれる中小企業群に向けての救済措置がメインとなっておりますが、発表された16項目の枠組みの中でも、特に日系企業に対して影響が大きいと思われる項目を下記ピックアップしてみました。

※インド政府から発表された16項目も含めた資料はこちら(英語);

http://164.100.117.97/WriteReadData/userfiles/Aatmanirbhar%20Presentation%20Part-1%20Business%20including%20MSMEs%2013-5-2020.pdf

・2020年度の所得税申告期限を延長/TDSおよびTCSの税率引き下げ

インド政府は、Covid-19が企業のコンプライアンス遵守に多大なる影響を与えるとして、各種期限の延長を発表しました。 また、TDSおよびTCSに関しても、特定の項目について、従来より25%の税率引き下げを行うと発表しました。 詳細に関しては、以下のURLにてまとめております。

http://www.mbgcorp.com/jpy/wp-content/uploads/sites/10/2020/06/PDF37.pdf

・中小企業(以下MSMEs)の定義を変更

MSMEsとみなされる定義が、2020年6月1日より、下記に変更となりました。

零細企業: 投資額1,000万ルピー未満かつ年間売上高5,000万ルピー未満

小規模企業 : 投資額1,000万ルピー以上1億ルピー未満かつ年間売上高5,000万ルピー以上5億ルピー未満

中規模企業: 投資額1億ルピー以上5億ルピー未満かつ年間売上高5億ルピー以上25億ルピー未満

今回発表されたインド政府からの救済措置は、MSMEsをメインとしており、また、以前に比べてMSMEsの適用範囲も拡大され、より多くの企業群が対象となります。

MSMEsに登録することで、企業は様々なベネフィットを受けることができます。

詳細に関しては、弊社までお問い合わせください。

・3兆ルピーのMSMEs向け無担保ローン

インド政府は、2.5億ルピーの未払い融資残高がある企業、もしくは10億ルピー未満の年間売上高の企業に対して、総額3兆ルピーの無担保ローンを提供する、と発表しました。

この無担保ローンは、4年間の貸付期間および1年の返済猶予期間が与えられています。

MSMEsにとっては、ビジネスを再開するために必要となる資金、および従業員の雇用を守るための資金に充てることができます。

・政府によるEPF負担および税率引き下げ

従業員の手取り給与額を増やすため、5月~7月の3カ月間においては、EPF(従業員積立基金)の拠出割合が12%→10%に引き下げられました。

フューチャーワークスグループのご案内





ジャカルタに2011年から進出し、インドネシア進出の日系企業に対し、会計・税務、人事・労務、法務、経営面をサポートしている会計系コンサルティング会社です。

また、2016年からはクラウド会計システムの開発販売を開始し、2020年4月時点で、日系企業利用率No.1の実績を有しています。

フューチャーワークスグループの概要

【代表者】 中村 正英

【**社員数**】 フューチャーワークスグループ 35名名(ジャカルタ30名) 2020年1月 時点

【有資格者】 日本公認会計士 1名 日本税理士 1名 インドネシア会計士 1名

インドネシア税理士 1名 他

【支援業務内容】

インドネシア進出支援: 設立、設立後の会計税務、経営支援、人事労務支援対応

インドネシア語が話せる日本人メンバーが、設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・税務、経営支援、人事 労務支援までワンストップで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援: 移転価格対策、タックスヘイブン税制サポート

移転価格対策、タックスへイブン税制等海外取引に関する税務相談・日本での税務申告・手続き、現地の税務申告など、インドネシアに展開している日本企業が抱える税務的リスクをトータル的にサポートさせて頂きます。

M&A支援 : バイサイド、セルサイド、仲介業務、ビジネスDD、財務DD対応

日本・インドネシア間のM&Aを中心に「充実したネットワーク」と「ノウハウ」そして「実績」を最大限にいかし、会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを日本、インドネシアでサポートさせて頂きます。

会計システム開発・販売 : 多言語・他通貨クラウド会計システム

インドネシアの会計基準、税制に適合したクラウド会計システム(販売管理、購買管理、固定資産管理、在庫管理に対応)を利用することによって、インドネシアでの会計業務業務の効率化と日本でのインドネシア子会社の管理の効率化が可能になります。

【新型コロナ対応】

■今後、日系企業において、記帳代行利用による子会社の会計業務の遅延、日本子会社の管理部のインドネシアへの渡航制限が想定されることから、子会社管理会計システム「Bridgenote」を2020年12月末まで、セキュリティー費用のみ月額USD100のみでご提供いたします。通常いただいている導入費用も無料にいたします。

既存のコンサルティング会社はそのままで、会計システムのみでもご利用いただけます。

-お問合せ先-

株式会社フューチャーワークス PT.Bridgenote Indonesia

Menara Anugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3 Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Tel: +62-21-5785-4088 Mail: contact@futurworks-inc.jp

 $\mathsf{HP}: \bigcirc \underline{\mathsf{http://futureworks-inc.jp}} \bigcirc \underline{\mathsf{https://service.bridgenote.asia/}}$

窓口担当者: 篠原 (古賀晶子)

JAPAN QUALITY BUSINESS SOLUTIONS INC.のご案内



2018年6月に記帳代行、税務申告、給与計算のアウトソーシング会社として設立しました。 現在ではアウトソーシングだけでなく、会社設立、各行政機関手続き、セカンドオピニオンとしての会計・税務周辺のコンサルティングサービスも提供しています。

JQBの概要

【住所】 205 Nicanor Garcia st, Corner, Constellation Brgy Bel-Air, Makati City, Philippines

【所長】 吉岡 寛

【社員数】 35名(うち日本人5名、フィリピン人会計士10名)) 2020年3月時点

(URL) https://jqb-solutions.com/

【支援業務内容】

アウトソーシングサービス: 記帳代行、税務申告、給与計算を中心にした会計・税務関連業務

日本人常駐者がサポートするため、日本人駐在員の方との日本語でのやりとりはもちろん、親会社サイドの経理担当者の方にもフィリピンの会計や税務の実務事情を踏まえたご説明が可能でございます。

その他サービス: 会社設立、租税条約申請、各種行政手続き関連業務

フィリピンでの進出前のご相談、設立手続き、及び、会社運営において発生する各種行政手続きの代行を行っております。こちらも日本人常駐者がサポートするため、進捗管理の徹底や不測事態の対応について、適切にサポートをさせて頂くことが可能です。

M&A支援 : バイサイド、セルサイド、仲介業務、財務DD対応

お客様のご要望にあわせて、弊社の当地でのネットワークを駆使し、最適なご提案をさせて頂きます。

JQBの特徴

フィリピンと日本の会計税務において、経験豊富、かつ、専門家としての人材が揃っている点が弊社の大きな強みであるとともに、日本サイドにおいても海外税務やフィリピン税務に精通した担当者が常駐していますので、両国における様々な問題を解決することが可能です。また、ローカルスタッフには必ずフィリピン人会計士を担当させていますので、高いレベルでの業務をご提供させて頂いております。

-総合問合せ先―

【フィリピン】 205 Nicanor Garcia st, Corner, Constellation Brgy Bel-Air, Makati City, Philippines

Tel: +63-(0)2-531-0246-9 Mail: inquiry@igb-solutions.com HP: https://igb-solutions.com/ (担当:吉岡 金光)

【日本】 日本経営ウィル税理士法人 〒561-8510大阪府豊中市寺内2-13-3 日本経営ビル

Tel: +81-(0)6-6865-0331 Mail:kunio.fujii@nkgr.co.jp HP: https://nktax.or.jp/ (担当:藤井)

Asia Alliance Partner のご案内





Asia Alliance Partnerは2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、 進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日 系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

Asia Alliance Partner (AAP)の概要

【代表者】 橘内 進(日本国公認会計士)

【社員数】 計 270名(うち監査事務所(60名)) 2020年4月 時点

【有資格者】 日本国公認会計士5名、日本国弁護士1名、タイ国公認会計士2名、タイ人弁護士1名

会計専門職スタッフ 160名、会計監査スタッフ 58名、日本人コーディネーター 11名 他

【支援業務内容】

タイ進出支援: 会社設立登記、駐在事務所開設、外国人事業許可申請、BOI申請支援対応

長年の経験、様々な業種のお客様をベースに(2020年4月時点のクライアント数440社)、設立前のご相談から各ビジネス形態の設立支援、不動産仲介、人材紹介サービスまでワンストップで幅広くサポートさせて頂きます。

会計•税務、会計監查支援

設立後の月次、年次会計処理、税務申告代行、給与計算・個人所得税確定申告代行、会計税務レビュー・顧問 サービス、法廷監査、連結パッケージ監査など、子会社を海外に展開している日本企業をサポートさせて頂きます。

企業法務、M&A仲介支援 : 投資候補仲介業務、現地会社と合弁支援、財務DD対応

法務顧問、契約書作成・レビュー、労務問題対応支援からタイ企業を中心にM&A候補の探し、交渉支援、DD業務、 買収・合弁設立支援業務をサポートさせて頂きます。

地方自治体支援 : 地方自治体の海外拠点受託支援、タイ現地での商談会・ビジネスマッチング支援対応

地方自治体の海外拠点業務を受託して、自治体の海外展開支援、観光(インバウンド)PR支援、タイ進出県内企業の現地支援、タイ現地情報配信、県内の物産品等のPR事業、商談会・ビジネスマッチング等を開催しサポートさせて頂きます。

-お問い合わせ先-

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

所在地 1 Glas Haus Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua,

Wattana, Bangkok 10110

Tel: +66(0)2-261-8182 Fax: +66(0)2-261-8183 Mail: info@aapth.com HP: http://www.aapth.com

日本でのご相談 アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 Tel: +81(0)3-3226-8422(日本語) HP: http://www.aapjp.com

CaN International Groupのご案内





CaN Internationalは、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務等のサービスをワンストップで提供しています。

CaN International Groupの概要

【代表者】 大久保 昭平

【設立】 設立年月日:2012年12月3日

【関連会社】 CaN International Advisory 株式会社 / CaN International Consulting 株式会社

CaN Accounting Advisory 株式会社 / CaN International FAS 株式会社 CaN International 税理士法人 / CaN International Advisory (S) Pte. Ltd.

CaN International Advisory (HK) Limited / CaN International Advisory (Thailand) Co., Ltd.

CaN International Advisory (VN) Co., Ltd.

【支援業務内容】

サービスライン

海外進出コンサルティング

- クロスボーダーM&Aサポート
- 親会社マネジメントサポート
- 国際税務コンサルティング
- 国内税務・アウトソーシング
- 海外拠点現地サポート

サービスの特徴

- 多様なバックグラウンド、広範かつ豊富な知識・経験を有するコンサルタント
- 徹底したコミュニケーションに基づく「腹落ちする」ソリューションの提供
- 現実的で実行可能性を持ったコンサルティングと実行支援をワンストップで提供
- 世界各国にわたる幅広いネットワーク
- 明瞭な報酬体系

【ベトナムでのサービス】

ベトナム法人は、ホーチミン本社を拠点にハノイ、ダナンを含むベトナム全土において、進出支援、会計税務サービスを主に日系企業のクライアント様に提供しています。

ベトナムにおける案件実績の一例

- 東証1部上場商社のベトナム製造拠点及びタイ製造拠点のM&Aに係る財務・税務デューデリジェンスの実施
- 東証1部上場企業のタイ、ベトナム、インドネシア法人への出向者に係る税務アドバイザリーサービス
- 東証一部IT企業のベトナムでの契約形態に係る税務アドバイザリーサービス

※CaN International では、クライアントニーズに応じて現地の専門家と協力してワンストップでサービスをご提供いたします。

CaN International Holdings 株式会社

東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 第一稲村ビル7階

Tel:03-6661-1163(代表) Email: info@caninternational.co HP: http://www.caninternational.co/

CaN International Advisory (VN) Co., Ltd. (ベトナム拠点)

ホーチミン 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

Tel: +84 28-3910-7424

KATO BUSINESS ADVISORYのご案内



マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

KATO BUSINESS ADVISORYの概要

【代表者】 加藤 芳之

【社員数】 10名 2020年4月 時点

【有資格者】 6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援: 設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援 : 移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A支援: バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

-お問合せ先―

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Tel: +60-3-5832-4835 HP: +60-12-371-0369 Mail: kato@kato.com.my

窓口担当者:加藤

MBG CORPORATE SERVICE

ニューデリー|グルガオン|ムンパイ|チェンナイ|パンガロール|東京|ドパイ|アブダビ





MBGはインド国内5拠点に加え、東京、ドバイ、アブダビとのグローバルネットワークを活かし、豊富な専門知識と幅 広い経験値を兼ね備えた専門家が皆様へ国際品質のサービスを提供します。

OUR GROUP SERVICE

MBG Corporate Servicesは複数の独立した企業によって構成され、顧客のライフサイクルやバリューチェーンに合わせて助言・提言を行います。

- 財務・税務アドバイザリー業務および コンプライアンス
- 直接税・間接税、国際税務にかかるコン サルティング
- 会計、記帳代行
- ビジネスアドバイザリー
- 内部統制、リスクアシュアランス
- 移転価格におけるアドバイザリー
- テクノロジーアドバイザリー



- 土地・不動産の権利調査
- マネジメントおよび企業の信用調査
- 合弁、合併、買収(JV, M&A)
- 知的財産、特許
- 訴訟および紛争解決
- 企業法・商業法に関する法的アドバイス
- アンチダンピング、セーフガードなど 国際取引にかかる法務対応
- 会社秘書役業務

GLOBAL NETWORK



GROUP OVERVIEW

設 立: 2002年

代 表: Mayur Batra

従業員数: 約450人

OUR WEBSITE

定期的にニュースレターを掲載し、 税制・法務に関する最新情報を発信しています。







マイツグループのご案内







中国に1994年から進出し、上海をはじめ大連・北京・広州・中国沿海地域に10拠点を設けており、中国進出の日系企業に対し25年以上、会計・税務、人事・労務、法務、経営面をサポートしています。2011年には中国・アジア進出支援機構を設立し、17か国35拠点で日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

マイツグループの会社概要

【代表者】 池田 博義

【社員数】 マイツグループ 352名(うち中国300名(上海199名)) 2020年1月 時点

【有資格者】 日本公認会計士 22名 日本税理士25名 中国注册会計師 36名

中国注册税務師 8名 中国律師1名 米国公認会計士 5名 他

【支援業務内容】

中国・アジア進出支援: 設立、設立後の会計税務、経営支援、人事労務支援対応

中国・アジア全域に17か国、35拠点ネットワークを築き、設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・税務、経営支援、人事労務支援までワンストップで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援: 移転価格対策、タックスペイブン税制サポート

移転価格対策、タックスへイブン税制等海外取引に関する税務相談・日本での税務申告・手続き、現地の税務申告など、子会社を海外に展開している日本企業が抱える税務的リスクをトータル的にサポートさせて頂きます。

M&A支援: バイサイド、セルサイド、仲介業務、ビジネスDD、財務DD対応

日中(香港含)間のM&Aを中心に「充実したネットワーク」と「ノウハウ」そして「実績」を最大限にいかし、会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを中国現地を含めサポートさせて頂きます。

地方自治体支援: 地方自治体の海外拠点受託支援、中国現地での商談会・ビジネスマッチング支援対応

マイツグループは地方自治体の海外拠点業務を受託し、中国進出県内企業の現地支援、中国の現地情報配信、 県内の物産品・工芸品等のPR事業、商談会・ビジネスマッチング等を開催してサポートさせて頂きます。

【マイツグループ拠点~17か国35拠点 2019年3月時点】

- ■マイツグループ拠点:日本・中国・香港・シンガポール・インドネシア
- ■提携先拠点(※):韓国・台湾・フィリピン・カンボジア・ベトナム・バングラデシュ・インド・ミャンマー・タイ・マレーシア・アラブ首長国連邦
- (※)マイツグループ拠点(中国、インドネシア)のほか、現地にオフィスを構える優良会計事務所と提携することで、 アジア全域への進出サポートからその後の会計・税務対応、経営コンサルティングが可能です。

一総合お問い合わせ先一

株式会社マイツ東京事業所内 中国・アジア進出支援機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート28階

Tel: (03)6261-5323 Fax: (03)6261-5324 Mail: yshinoha@myts.co.jp

HP: http://www.b4p1.net(中国・アジア進出支援機構) http://www.myts.co.jp/(株式会社マイツ)

総合窓口担当者:篠原 (しのはら)

本ニューズレターに関するお問い合わせ等についきましては窓口担当の篠原までご連絡ください。